

本来であれば議員倫理調査特別委員会の報告に基づき、本年三月市議会定例会の議決により議員辞職勧告決議が行われるところでありましたが、深澤議員は旧湯津上村及び旧羽町と合併し新生大田原市が誕生した後の議員であり諸事不案内や前途洋々なこと等々、議長の発意を議員らが理解し、議員倫理条例第九条の規定に基づいて議長が措置することにより、同議員は「自身が起こした社会正義に反する不祥事及び法律違反行為等々」について正当な釈明及び謝罪等々」を行い、公人、市議会議員としての説明責任を果すことが出来るよう配慮して貰つたにも拘らず、議長が措置した「平成二十一年第四回大田原市議会定例会最終日閉会後の議場において、自身が起こした不祥事及び法律違反行為等々について正当な釈明及び謝罪等々」は行いませんでした。

自身が起こした議員倫理条例や自治法の規定に反する言動について、正当な釈明及び謝罪等々が出来ず、説明責任の果たせない公人、市議会議員はその職位に在ることは出来ません。

残念ながら深澤議員は、崇高な議員倫理を定めた議員倫理条例を順守しなければならない大田原市議会議員として体を成しております。

よって、本市議会は、深澤議員の道義的、政治的責任を明確にして、議会の権威と議員の品位を守り、市民及び市当局の議会への信頼を回復するため、議員倫理条例及び自治法の規定に反する行為を行った深澤議員の議員辞職を勧告します。

<p><b>議員案第六号</b></p> <p>小野寺尚武議員に対する辞職 勧告決議を別紙のとおり提出す る。</p>
<p><b>提出者</b></p>
<p>大田原市議会議員</p>
<p>賛成者</p>
<p>五十嵐 孝夫</p>
<p>柳前前中印 小印 篠藤八引 森花鈴井高 小黒高 増小益</p>
<p>田田田川南林池南崎田木地 塚木上崎西澤野渕池子</p>
<p>崇雄万雅好正清久 紀英達泰直徳泰和久昭礼寛利岩 一夫郎作之男勝一雄博夫子雄久孝雄弘夫治子江雄夫</p>

**に対する辞職勧  
議会議員を辞職すべきであります。**

小野寺尚武議員は、自身が起こした事件に起因し行われた議会公務において法律違反行為を繰り返し行い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」といいます。）第一百条第三項及び第七項に違反する行為が認定されたことにより議員身分を失う議員資格が弾劾されたほか、自身が起こした社会正義に反する事件及び法律違反行為等々について正当な釈明及び謝罪等々が出来ず、厳肅な市民の信託を受けた公人、市議会議員としての説明責任を果たせないことに思いを致し、潔く大田原市議会議員を辞職しなければなりません。

小野寺議員は、交通安全運転義務違反（車検切れ、保険未加入）状態の自家用車を運転し、交通事故しかも人身事故を起こしたという、直ちに市議会議員を辞さなければならない社会主義に反する事件を引き起こしたのであり、議会の調査では、同議員は事件を提起した市民に対し飲酒運転の疑念を抱かせたほか、交通安全運転義務違反状態の自家用車を運転し、人身事故

# 口決議について